

第 4 その他地域の実情に応じた医療体制

1 感染症対策

(1) 現状

- 根室圏域においては、新型コロナウイルス感染症以外では、これまで大規模な感染症のまん延は発生していませんが、ノロウイルスやロタウイルスなどによる感染性胃腸炎等の集団感染や結核が年に数件程度発生しており、保健所では、発生を感知した場合には、疫学調査や衛生指導等により感染の拡大防止に取り組んでいます。
- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、及びこれに基づいて道が策定した「北海道感染症予防計画」、そのほか保健所などで作成した「健康危機管理のための手引書」により、市町、関係機関・団体と連携し、感染症対策を推進しています。

結核 新登録患者数（転入・転出を除く） 各年末

	R 3		R 4		R 5	
	活動性	潜在性	活動性	潜在性	活動性	潜在性
根室市	2	1	1	0	1	0
北部 4 町	0	0	2	0	1	2

※結核登録者情報システム

腸管出血性大腸菌感染症 各年末

	R 3		R 4		R 5	
	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数
根室市	0	0	0	0	1	2
北部 4 町	1	1	3	3	5	6

※感染症発生動向調査システム

感染性胃腸炎 各年末

	R 3		R 4		R 5	
	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数
根室市	0	0	0	0	0	0
北部 4 町	1	11	0	0	1	12

※保健所集計

- 保健所のホームページや講習会等を通じて感染症に対する正しい知識の普及や、感染症の発生動向調査による感染症情報を速やかに医療機関や住民に提供しています。
- 感染症のまん延を防止するため、第二種感染症指定医療機関*1として市立根室病院が平成 25 年 1 月に指定され、4 床の感染症病床が確保されています。

*1 <第二種感染症指定医療機関とは>

二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

(2) 課題

ア 健康危機管理体制の強化

- 国外で発生し治療法が確立していない感染症や人へのまん延が懸念されている新型インフルエンザ、新興感染症などの発生時における迅速な対応に向け、市町・関係機関・団体と連携した万全な体制強化が必要です。

イ 感染症に関する情報収集と還元

- 感染症の発生動向をより一層正確に把握・分析し、的確に情報を提供することが必要です。

ウ 普及啓発

- 講習会等の開催により、質の高い人材の確保と関係機関との連携推進を図ることが必要です。また、疾患ごとに異なる、年代や国籍などの発病リスクに応じた知識の普及啓発が一層必要です。

エ 感染症病床の確保

- 感染の拡大により、入院を要する患者が増大し、入院医療の提供に支障をきたすと判断される場合には、「北海道感染症予防計画」等に基づき、一定の感染予防策が講じられた病床を確保することが必要です。

(3) 施策の方向と主な施策

ア 健康危機管理体制の強化

- 「感染症予防計画」等に基づき、市町・関係機関・団体と連携を図りながら、新型インフルエンザや新興感染症などの感染症に対し、発生時の迅速な対応を図るための実地訓練や研修会等を実施し、発生時に備えた準備を進めます。
- なお、新興・再興感染症対策に当たっては、新たな知見や国の動向、専門会議の意見等も踏まえ対応方針を決定し、取り組んでいきます。

イ 感染症に関する情報収集と還元

- 感染症の発生動向調査により把握・分析した情報に基づき、予防方法などの情報を関係機関や住民に提供します。

ウ 知識の普及啓発

- 講習会等の開催により、質の高い人材の確保と関係機関との連携を推進します。また、疾患ごとに異なる、年代や国籍などの発病リスクに応じた知識の普及啓発に一層努めます。

エ 感染症病床の確保

- 感染の拡大により、入院を要する患者が増大し、入院医療の提供に支障をきたすと判断される場合には、「北海道感染症予防計画」等に基づき、感染症指定医療機関に限らず、一般の医療機関においても、一定の感染予防策を講じた上で、必要な病床の確保に努めます。